

警察犬運用要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 3 年 5 月 20 日 鑑第 33 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

犯罪捜査その他の警察活動を効果的に行うため、直轄警察犬制度の運用開始に伴い、警察犬運用要領を別記のとおり定め、平成30年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「警察犬運用要領の制定について（例規）」（昭和63年 9 月 14 日付け鑑第104号。以下「旧例規」という。）は廃止する。

別記

警察犬運用要領

第 1 目的

この要領は、警察犬による犯罪捜査その他の警察活動の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「警察犬」とは、警察において、犯罪捜査その他の警察活動に活用する犬をいう。
- 2 「直轄警察犬」とは、警察において直接管理運用する警察犬をいう。
- 3 「嘱託警察犬」とは、警察本部長（以下「本部長」という。）が警察犬として指定した直轄警察犬以外の警察犬をいう。
- 4 「指導手」とは、嘱託警察犬を使役する者で、本部長が嘱託したものをいう。
- 5 「足跡追及」とは、逃走犯人、行方不明者等の搜索対象者の臭気を基に搜索対象者の経路をたどり、搜索対象者を追跡、発見し、又は遺留品等を発見する活動をいう。
- 6 「臭気選別」とは、遺留品等に付着する犯人の臭気を基に犯人を識別し、又は犯人の臭気を基に犯人の臭気が付着した物を識別する活動をいう。
- 7 「搜索救助等」とは、震災等における被災者の搜索救助、行方不明事案における行方不明者の搜索救助その他の人を搜索する活動又は爆発物等の物を搜索する活動をいう。

第 3 運用責任者

- 1 警察犬に関する事務を総括し、警察犬の効果的な運用及び施設、装備品等の適正な管理を図るため、警察本部に警察犬の運用責任者を置く。
- 2 運用責任者は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）をもって充てる。

第 4 直轄警察犬

1 配置

直轄警察犬は、刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に配置する。

2 警察犬担当者

- (1) 運用責任者は、鑑識課員の中から警察犬担当者（以下「担当者」という。）を指定するものとする。

(2) 担当者の業務は次に掲げるとおりとする。

ア 直轄警察犬の飼育訓練

イ 直轄警察犬の使役による警察活動

ウ 警察犬に係る施設、装備品等の保守管理その他の警察犬に関する事務

第5 嘱託警察犬

1 警察犬審査委員会

(1) 設置

警察本部に、警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長には刑事部長を、副委員長には鑑識課長を、委員には鑑識課警察犬担当課長補佐及び鑑識課警察犬係をもって充てる。

(3) 任務

委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

ア 嘱託警察犬資格審査会（以下「審査会」という。）の開催及び嘱託警察犬の資格審査に関すること。

イ 指導手の選考に関すること。

ウ 警察犬競技会（以下「競技会」という。）の開催及び審査に関すること。

(4) 庶務

委員会の庶務は、鑑識課において行うものとする。

2 嘱託警察犬の資格審査

(1) 資格審査

嘱託警察犬の資格審査は、審査会により、足跡追及、臭気選別、搜索救助等の審査を行うものとし、審査会の開催日時、場所その他審査に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、その都度、委員長が定めるものとする。

(2) 審査対象犬

審査対象犬は、和歌山県内で飼育されている畜犬とする。

(3) 審査の申請

審査の申請に当たっては、次に掲げる書面等を提出させるものとする。

ア 嘱託警察犬資格審査申請書（別記様式第1号）

イ 審査対象犬の血統書の写し

ウ 審査対象犬の狂犬病予防注射済証の写し

エ 申請者の住民票（外国人の場合は登録原票記載事項証明書）又は人定事項を記載した公的機関発行に係る書面等（自動車運転免許証等）の写し

(4) 審査免除

前記(3)の申請に係る犬（嘱託警察犬として指定され、引き続き指定を受けるために行う申請に係る犬に限る。）で、委員会が次のいずれかに該当すると認めた場合は、前記(1)の資格審査を免除することができる。

ア 出動実績からみて、特に能力が優れていると認められる嘱託警察犬

イ 競技会において優秀な成績を収め、特に能力が優れていると認められる嘱託警察犬

ウ 委員会の指定する爆発物等の捜索訓練において、特に能力が優れていると認められる嘱託警察犬

(5) 書類選考の特例

委員長は、特に必要があると認めるときは、資格審査会の開催に代えて警察犬審査委員会における書類選考により嘱託警察犬の資格審査及び嘱託警察犬指導手の選考（新規の審査又は選考を除く。）を行うことができるものとする。

3 嘱託警察犬の指定・解除

(1) 指定・解除権者

嘱託警察犬の指定・解除は、本部長が行う。

(2) 指定基準

嘱託警察犬に指定する犬は、委員会が行う資格審査に合格した犬とする。

(3) 指定期間

嘱託警察犬の指定期間は、指定の日から1年間とする。

(4) 指定の解除

嘱託警察犬が次のいずれかに該当するときは、指定を解除できるものとする。

ア 嘱託警察犬が死亡、疾病等の理由により使役できなくなったとき。

イ 嘱託警察犬の所有者（以下「所有者」という。）が替わったとき。

ウ 所有者が指定を辞退したとき。

エ 対応する指導手が嘱託を解除されたとき。

オ その他の事情により嘱託警察犬として指定しておくことが適当でないと認めたとき。

(5) 指定書の交付、返納等

ア 嘱託警察犬に指定したときは、所有者に対し嘱託警察犬指定書（別記様式第2号。以下「指定書」という。）を交付するものとする。

イ 嘱託警察犬の指定を解除したときは、指定書を返納させるものとする。

ウ 所有者は、指定書を紛失又は破損したときは、速やかに届け出るものとし、当該届出があった場合は、指定書を再発行することができる。

4 指導手の選考

(1) 選考基準

指導手の選考基準は、次のとおりとする。

ア 嘱託警察犬の使役能力に優れていること。

イ 現場出動が可能であること。

ウ 健康で警察諸活動に理解を持つなど、指導手としての適格性を有していること。

(2) 嘱託警察犬に対応する指導手の数

1頭の嘱託警察犬に対して複数の指導手を、又は複数の嘱託警察犬に対して1人の指導手を選考できるものとする。

(3) 選考の申請

選考の申請に当たっては、次に掲げる書面等を提出させるものとする。

ア 指導手選考申請書（別記様式第 3 号）

イ 申請者の住民票（外国人の場合は登録原票記載事項証明書）又は人定事項を記載した公的機関発行に係る書面等（自動車運転免許証等）の写し

5 指導手の嘱託・解除

(1) 嘱託・解除権者

指導手の嘱託・解除は、本部長が行う。

(2) 嘱託基準

指導手は、委員会が選考した者から嘱託する。

(3) 嘱託期間

指導手の嘱託期間は、嘱託の日から 1 年間とする。

(4) 嘱託の解除

指導手が次のいずれかに該当するときは、嘱託を解除できるものとする。

ア 死亡、疾病等の理由により指導手としての任務を遂行できなくなったとき。

イ 刑事事件に関し起訴されたとき。

ウ 指導手としての信用を傷つけ、又は不名誉な行為があったとき。

エ 使役警察犬が指定を解除されたとき。

オ その他の事情により指導手として嘱託しておくことが適当でないと認めたとき。

(5) 嘱託書等の交付、返納等

ア 指導手に嘱託したときは、指導手嘱託書（別記様式第 4 号。以下「嘱託書」という。）及び指導手腕章（別記様式第 5 号。以下「腕章」という。）を交付すること。

イ 嘱託書及び腕章の返納及び再発行については、第 6 の 1 の (5) のイ及びウの規定を準用する。

6 嘱託警察犬競技会

(1) 開催

競技会は、毎年 1 回開催するものとし、開催日時、開催要領、表彰その他の競技会に係る必要な事項は、委員会が定めるものとする。

(2) 出場資格

競技会の出場資格は、嘱託警察犬及び指導手とする。

(3) 競技種目

競技種目は、足跡追及、臭気選別及び搜索救助の 3 種目とする。

第 6 出動要請等

1 所属長は、犯罪捜査その他の警察活動のため必要と認めるときは、警察犬出動要請書（別記様式第 6 号。以下「要請書」という。）により運用責任者に警察犬の出動を要請するものとする。ただし、急速を要するときは、電話等により要請することができる。この場合、事後速やかに運用責任者に要請書を送付しなければならない。

2 運用責任者は、警察犬の出動要請を受け、出動させる必要があると認めたときは、直ちに警察犬を出動させるために必要な措置を採るものとする。

3 運用責任者は、出動する現場等の状況を勘案して、危険性が高いと判断したときは、

直轄警察犬を優先的に出動させなければならない。

4 運用責任者は、警察犬の出動が必要と認められる事案を認知したときは、出動要請の有無にかかわらず警察犬を出動させることができるものとする。

5 運用責任者は、囑託警察犬を出動させるときは、指導手に必ず腕章を着用させなければならない。

第7 警察犬の出動に係る留意事項

警察犬の出動に際しては、次の事項に留意するものとする。

(1) 犯罪現場等の状況から警察犬の使用効果があると認めたときは、原臭の保存等必要な措置を講じた上、速やかに出動を要請すること。

(2) 原臭を保存するときは、清潔なピンセット、合成樹脂製袋等を用いて、捜査員等の臭気の混入や臭気の散逸防止に努めること。

(3) 臭気の人為的な散逸を防止するため、犯罪現場等に入出入りする者を制限し、臭気線を破壊しないように現場保存を徹底すること。

(4) 出動要請に係る事案の現場責任者は、1名以上の警察官を警察犬の現場活動を補助する者（以下「補助者」という。）に必ず指定し、無線機その他の通信機器を携行させた上で、担当者又は指導手に帯同させること。この場合において、補助者は、次の任務を担当するものとする。

ア 警察犬が到着したときは、担当者又は指導手と打合せを行うなどして、効果的な活動ができるように努めること。

イ 常に警察犬の挙動に注意するとともに、周囲の事象に気を配り、積極的に捜索対象者又は捜索対象物の発見等に努め、遺留品その他の証拠物件を発見したときは、立会人の確保、写真撮影等の適切な立証措置を講ずること。

ウ 警察犬が他人の所有又は管理する建物その他の場所に進入しようとするときは、その所有者又は管理者の承諾を求めるなど適切な措置を講ずること。

エ 犯人等を発見したときは適切に対処するとともに、警察犬がこれらの者に危害を加えず、かつ犯人等から警察犬及び担当者若しくは指導手が危害を受けない措置を採ること。

第8 出動結果等の報告

1 担当者は、直轄警察犬を出動させたときは、その結果について出動を要請した所属長又は現場責任者に報告するとともに、警察犬活動結果報告書（別記様式第7号）により運用責任者に報告するものとする。

2 所属長は、囑託警察犬を使用したときは、警察犬出動結果報告書（別記様式第8号）により運用責任者に報告するものとする。

3 運用責任者及び所属長は、警察犬の出動に関し顕著な功績又は特異若しくは重大な事故があったときは、その状況について速やかに本部長に報告しなければならない。

第9 簿冊の備付け

運用責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、警察犬の管理運用の状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 犬籍カード（別記様式第9号）

(2) 直轄警察犬記録簿（別記様式第10号）

- (3) 嘱託警察犬指定台帳（別記様式第11号）
- (4) 指導手嘱託名簿（別記様式第12号）
- (5) 嘱託警察犬表彰台帳（別記様式第13号）

（別記様式省略）